



分科会 8 医療と福祉の橋渡し役としての薬局

10月7日(日) 13:30～16:00 第16会場(ホテルクラウンパレス浜松 3F 松の間A+B)

W-08-04

少年院における薬物乱用防止への取り組み

こんどう つかさ
司、石川 滋彦
静岡市薬剤師会

【はじめに】

静岡県においても、不正薬物による薬物事犯は後をたたず、平成23年の覚せい剤検挙者数は443人と全国10位の件数となっている。乱用される薬物も多岐にわたり、連日報道されている脱法ハーブの監視も県薬事課、警察により強化されているところであるが、現状では薬事法でしか取り締まることができず「指導」や「販売自粛要請」にとどまざるをえない状況である。学校保健安全法に改正され、学校薬剤師の職務執行の準則に保健指導が新たに加わり、その一環として行われる「薬物乱用防止教育」は児童・生徒を不正薬物から守るうえで大変重要な職務だと考えられる。静岡県では静岡県薬剤師会が主体となり、県下全ての小学校(5年生又は6年生)中学校(全学年)高等学校(全学年)を対象に「医薬品の正しい知識の普及を図るとともに、シンナー・覚せい剤・大麻等の薬物の乱用による弊害を周知し、薬物乱用防止を徹底する。」ことを目的とした薬学講座を開催している。

【少年院での薬学講座開催の経緯】

静岡市薬剤師会は昭和51年に社団法人となり行政機関、教育関係機関、関係医療団体からの社会的評価が高まり、同年6月に当時の市薬会長が静岡ロータリークラブで「福祉社会での薬剤師の役割」と題して講演を依頼された。翌月、法務省静岡少年院(現駿府学園)院長より「市薬会長の講演をロータリークラブの集会で聞いた。民間組織の団体が凄い仕事を、しかも報酬なしの奉仕とか?是非少年院で生徒に話をしてくれないか。現在未成年54人の犯罪を犯した者達。国の検察等を含めた役人で色々更生の為に講師を務めているが、シンナー乱用関係の講話は役人の当然の俺達に対する仕事としか見てくれないのが問題である。薬局経営をしている薬剤師が仕事を犠牲にして話をしてくれるのなら、彼等の態度も変化すると思われる。一方的で勝手な依頼だがどうか?」と。会長は二つ返事で快諾した。現在まで35年間、約40名の学校薬剤師が講師として派遣され今では年3回の薬学講座を開催している。昭和53年には院長より週1回、院生の相談相手の立場で少年院の非常勤教官に就くよう依頼を受けたが、一人薬剤師の薬局経営上処方せん応需もあり不可能である旨を伝えお断りした経緯があった。

【薬学講座の実際】

学園より年度始めに静岡市薬剤師会に年3回の開催日程と講師派遣の依頼が届き、担当薬剤師は学園職員と講座内容、使用機材等の確認をとり当日を迎えることになる。会場となる視聴覚教室に入室すると外からは施錠され、迎えてくれた院生は全員丸坊主、直立不動、大きな声での挨拶、監視教官同席の講話はやはり緊張すると講師経験者は口をそろえて言っている。なにより院生全員の授業態度が真剣である。高校、中学で見られる生徒のお喋りや居眠りは一切ない。講座内容も当時はマウスを使ったシンナーの実験が中心だったが、今では静岡県薬剤師会作成のパワーポイント、冊子、DVD等の啓発資材を駆使しての講座が行われている。この間2回平成6年に駿府学園長より、平成13年には東京矯正管区長より感謝状をいただき励みになっている。我々の活動がどれくらいの成果をあげているかは定かではないが、静岡市薬剤師会として可能な限り継続していきたい事業である。